

2019年10月 日

各市町村長 様  
各市町村議会議員 様

(陳情団体) 愛知自治体キャラバン実行委員会  
代表者 森谷 光夫  
名古屋市熱田区沢下町9-7  
労働会館東館3階301号

## 介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情書

### 【趣旨】

日頃のご尽力に敬意を表します。

さて、安倍政権は「人生100年時代」「全ての世代が安心できる社会保障」を打ち出しています。しかし、金融庁の年金をめぐる報告書は、マクロ経済スライドで給付が減らされる仕組みのもとで、足りない老後資金は貯蓄や投資などの自己責任を迫るもので、安心のセーフティネットが壊されている実態を明らかにしました。安倍政権のもとで、賃金も家計消費も大きく落ち込んでいます。この上10月からの消費税の10%への増税は、国民生活と日本経済に大きな打撃を与えることは必至の状況ではないでしょうか。

社会保障給付費はこの間10兆円もの抑制を強いられてきましたが、今年7月の参議院選挙を経て、医療・介護・福祉・年金の全分野・全世代に及ぶ社会保障費削減と患者・利用者の負担増が具体化されようとしています。

医療では「75歳以上の窓口負担の原則2割化」や「かかりつけ医以外への受診時定額負担の導入」などの患者負担増計画が、介護では「要介護1・2の生活援助サービスの保険外し」「ケアプラン作成の有料化」などが、年金でも「支給開始年齢引き上げ」などの制度改定が政府の審議会で検討され、国会へ法案提出されようとしています。

私たちは、今年40年を迎えるキャラバン要請行動の中で、住民の暮らしを守り改善する要求を掲げ、市町村に要請し、多くの要望を実現していただきました。また、地域住民の命と暮らしを守る自治体の役割発揮をお願いしながら、地域住民の実情や要望を踏まえ、国の制度政策について改善を求めてまいりました。

ひきつづき住民の命と暮らしを守るため、以下の要望事項について、実現いただきますよう要請します。

### 【陳情項目】

【1】県民の要望である、市町村の福祉施策を充実してください。

1、安心できる介護保障について

★(1)介護保険料・利用料について(福祉課)

①介護保険料の減免制度を実施・拡充してください。

現行の制度で保険料の減免を実施します。

②介護利用料の低所得者への減免制度を実施・拡充してください。

現行の低所得者介護制度等利用負担扶助事業により利用料の助成を実施します。

★(2)介護保険利用について(福祉課)

①介護保険利用の相談窓口で専門知識を持った職員を配置し、要介護認定申請の案内を行ってください。

現行のとおり、福祉課窓口、地域包括支援センター窓口にて実施します。

②訪問介護「生活支援」の回数制限はしないでください。

現行制度に基づき、必要のあるものについては、検討のうえ認めています。

(3)基盤整備について(福祉課)

★①特別養護老人ホームや小規模多機能施設等、福祉系サービスを大幅に増やし、待機者を早急に解消してください。

介護保険事業計画に基づき、施設整備等の基盤整備を進めます。

②特別養護老人ホームに要介護1・2の方が入所できる「特例入所」について、広報を積極的に行い、入所希望者に対して適用してください。

現行のとおり実施します。

★(4)総合事業について(福祉課)

①総合事業の現行相当サービスが必要な人には継続した利用ができるようにしてください。サービス利用者の「状態像」を一時的に押しつけることや、期間を区切った「卒業」はしないでください。

継続が必要な方には、引き続き利用ができる体制を整えています。

②自治体の一般財源を投入して、サービスの提供に必要な総合事業費の確保に努めてください。

国のガイドラインに従い、本町にあった事業を検討し、必要な事業費の確保と助成に努めます。

(5)高齢者福祉施策の充実について(福祉課)

①サロン、認知症カフェなど高齢者のたまり場事業への助成を実施・拡充してください。

今後も憩いのサロン・体操サロン事業を推進します。

②多くの高齢者が参加できるように、自治体の責任で介護予防事業を充実・拡充してください。

憩いのサロン・体操サロン事業や、一般講座などを通じて介護予防事業を推進してまいります。

③住宅改修、福祉用具購入、高額介護サービス費の受領委任払い制度を実施してください。

住宅改修費、福祉用具購入費の受領委任払い制度を実施しています。

#### ★(6)介護人材確保について(福祉課)

①介護職場の人員不足解消の為、介護人材を抜本的に増やしてください。

国の制度の中で対応します。

②介護職員の処遇改善のための自治体独自の施策を実施してください。

国の制度の中で対応します。

③利用者にとって危険を招きかねない1人夜勤を自治体の責任で禁止し、8時間以上の長時間労働を是正してください。

国の制度の中で対応します。

#### ★(7)障害者控除の認定について(福祉課)

①介護保険のすべての要介護認定者を障害者控除の対象としてください。

現行のとおり実施します。

②すべての要介護認定者に「障害者控除対象者認定書」または「障害者控除対象者認定申請書」を自動的に個別送付してください。

要介護認定者のうち、障害者控除の対象になる方に、証明書を送付しています。

#### 2. 国保の改善について(保険医療課・収納課)

★①保険料(税)の引き上げを行わず、払える保険料(税)に引き下げてください。そのために、一般会計からの法定外繰入額を増やしてください。

保険税については、全体の財政バランスを考慮しながら、適正な賦課に努めます。

- ★②18歳までの子どもは、子育て支援の観点から均等割の対象とせず、当面、一般会計による減免制度を実施してください。

現在は考えていません。現行制度を継続します。

- ③収入減を理由にした減免要件の前年総所得・減少割合を改善し、活用できる独自減免制度にしてください。

現行制度を継続します。

- ★④資格証明書の発行は止めてください。保険料(税)を継続して分納している世帯には正規の保険証を交付してください。

資格証明書世帯であっても18歳到達の年度末まで短期保険証を発行しています。また、継続して分納している世帯については、原則有効期限6か月の短期保険証を交付しています。

- ★⑤保険料(税)を払えきれない加入者の生活実態把握に努め、むやみに短期保険証の発行や差押えなどの制裁行政は行わないでください。滞納者への差押えについては法令を遵守し、滞納処分によって生活困窮に陥ることがないようにしてください。また、給与などの差押禁止額以上は差押えないでください。

対象者とは納税相談の上、短期保険証を発行しています。差押処分を実施する際は、差押禁止財産になるか精査し適正に処理しています。

- ⑥一部負担金の減免制度については、活用できる基準にしてください。また、制度について行政や医療機関の窓口にわかりやすい案内ポスター、チラシを置くなど周知してください。

「武豊町国民健康保険一部負担金の減免及び徴収猶予取扱要綱」により実施します。

- ⑦70歳～74歳の高額療養費の支給申請手続を簡素化し、申請は初回のみとしてください。

現在は考えていません。

### 3. 税の徴収、滞納問題への対応など(収納課)

税の滞納解決は、児童手当を差押えた鳥取県の処分を違法とした広島高裁判決を踏まえ差押禁止財産の差押えは行わないでください。実情をよくつかみ、相談に対応するとともに、地方税法第15条(納税緩和措置)①納税の猶予、②換価の猶予、③滞納処分の停止の適用をはじめ、分納・減免などで対応してください。

差押を執行する際は、慎重に差押禁止財産に該当するかどうかを精査し、適正に処理しています。また、滞納者とは納税相談を実施し、実情をできる限り把握することに努め対応しています。

#### 4. 生活保護について(福祉課)

- ★①生活保護の相談・申請にあたっては、憲法第 25 条および生活保護法第 1 条・第 2 条に基づいて行い、「申請書を渡さない」「就労支援(仕事探し)を口実にする」「親族の扶養について問いただす」など、相談者・申請者を追い返すような違法な「水際作戦」を行わないでください。生活保護が必要な人には早急に支給してください。

生活保護の実施機関であります、知多福祉事務所と連携し、関係法令等に基づいて適切に対応してまいります。

- ★②ケースワーカーなど専門職を含む正規職員を増やしてください。また担当者の研修を充実させ、就労支援や生活指導を個別に丁寧に行ってください。

ケースワーカーの配置につきましては、福祉事務所の所管となります。就労支援、生活指導につきましては、福祉事務所と連携し適切に対応してまいります。

- ③行政側のミスによる過誤払いが発生した場合は、生活保護利用者に返還を一方的に求めないでください。

知多福祉事務所と連携し、関係法令等に基づいて適切に対応してまいります。

- ④生活保護利用者の人権を侵害する一律的な資産調査をやめてください。

知多福祉事務所と連携し、関係法令等に基づいて適切に対応してまいります。

- ★⑤夏季期間、近年の暑さへの対応として、エアコンの購入費用(更新含む)や電気代の助成を行ってください。

#### 5. 福祉医療制度について(保険医療課)

- ★①福祉医療制度(子ども・障害者・母子家庭等・高齢者医療)を縮小せず、存続・拡充してください。

現行制度で実施していきます。

- ★②子どもの医療費無料制度を18歳年度末まで現物給付(窓口無料)で実施してください。中学校卒業まで現物給付(窓口無料)で実施していない市は、早急に実施してください。また、入院時食事療養の標準負担額も助成対象としてください。

現行制度で実施していきます。

- ★③精神障害者医療費助成の対象を、一般の病気にも広げてください。また、自立支援医療(精神通院)対象者を精神障害者医療費助成の対象としてください。

精神障害者手帳 1・2 級所持者を対象に、全疾患助成に拡大し実施しています。自立支援医療(精神通院)の対象者に、精神科通院の医療費助成を実施しています。

- ④妊産婦医療費助成制度を創設してください。

妊産婦医療費助成制度については、現在は考えていません。

## 6. 子育て支援について(学校教育課、子育て支援課、福祉課、生涯学習課、企画政策課)

(1)「子どもの貧困対策推進法」「子どもの貧困対策に対する大綱」を受け、2016年に県が実施した子ども調査も踏まえて、市町村独自に子どもの貧困対策に計画をもって推進してください。

①愛知県の調査方法に準じて、市町村での子どもの貧困の実態を調査してください。  
(福祉課)

「愛知子ども調査」において、知多半島圏域の子どもの貧困率が示されていますので、町独自で調査をする考えはありません。

②ひとり親世帯等に対する自立支援計画を策定し、自立支援(教育・高等教育職業訓練)給付金事業、日常生活支援事業等を実施してください。(子育て支援課、福祉課)

ひとり親世帯等に対する自立支援計画の策定、自立支援(教育・高等教育職業訓練)給付金事業、日常生活支援事業については、現在計画はありません

★③就学援助制度の対象を生活保護基準額の少なくとも1.4倍以下の世帯としてください。また、年度途中でも申請できることを周知徹底し、支給内容を拡充してください。入学準備金は、新学期開始前に支給してください。

生活保護基準額の少なくとも1.4倍以下で実施していきます。  
入学説明会等で説明しています。支給内容は現行で実施します。  
入学準備金の新学期開始前支給は、H31年度分より実施予定です。

④教育・学習支援への取り組みを行うとともに、児童・生徒の「居場所づくり」や「無料塾」、「こども食堂」のとりくみを支援してください。

居場所づくりとして、砂川会館に「ステップ」を設置し、学校へ行けない子ども達の受け入れを行っています。  
平成28年8月から地域未来塾「ゆめたろう塾」(無料)を開始しました。  
平成30年度からNPO団体が提案型協働事業交付金を利用して子ども食堂を実施しました。  
平成31年4月からはNPOの自主事業として毎月実施しています。

★(2)小中学校の給食費を無償にしてください。未納者が生じないよう、当面「減額」や「多子世帯に対する支援」などを行ってください。

現時点においては、給食費の無償化は考えておりません。「減額」や「多子世帯に対する支援」についても、現時点において計画しておりません。

(3)幼児教育・保育の無償化について、すべての子どもが等しく幼児教育・保育を受けることができるよう、市町村の課題と位置付けて施策を実施・拡充してください。

①認可保育所の整備・増設をおこなってください。保育士資格の有資格者を確保するための具体的な施策を実施してください。

認可保育所の整備・増設につきましては、「保育園整備計画」に沿って検討していきます。保育士につきましては、通常保育を実施している保育士はすべて有資格者で運営しています。

②無償化の対象となる認可外保育施設等について、すべての施設が国の定める保育士配置と面積にかかる最低基準を満たすことができるよう指導・援助してください。少なくとも、

指導監督基準を下回る認可外保育施設等に対し、ただちに指導監督基準へ引上げるための独自の支援を実施してください。

町内の認可外保育施設からの要請に基づき検討します。

③就学前教育・保育施設等の給食費を無償にしてください。少なくとも、無償化以前の利用料負担を上回ることがないように減免制度を実施・拡充してください。

国の制度設計に基づき運営していきます。また、無償化以前の利用料負担を上回ることはありません。

## 7. 障害者・児施策の拡充について(福祉課)

★①障害者が24時間365日、地域で安心して生活できる「暮らしの場」として、小規模多機能の入所施設、行動障害や重度心身障害対応のグループホーム、休日にも対応できる通所施設を設置してください。

体制整備につきましては、圏域で検討してまいります。

②在宅の生活を送る障害者の居宅介護や重度訪問介護の支給時間は、必要とする時間を支給してください。

支給時間につきましては、各個別の状況を勘案し、必要量を支給決定します。

③移動支援(地域生活支援事業)を、通園・通学・通所・通勤に利用できるようにするとともに、入所施設の入所者も支給対象にしてください。

通園等につきましては、自立習慣化するまでの期間のみの支給としております。施設入所者においては現行どおりの取り扱いとします。

④入院時および入院中のヘルパー利用を認めてください。

ヘルパー利用については現行のと通りの取り扱いとします。

⑤障害者・児の福祉サービスの利用料、給食費などを無償にしてください。

現行の制度で実施してまいります。

★⑥40歳以上の特定疾患・65歳以上障害者について、

1)一律に「介護保険利用を優先」とすることなく、本人意向にもとづき障害福祉サービスが利用できるようにしてください。

一律に介護保険サービスを優先することなく、状況を考慮し支給決定しています。

2)介護保険の利用申請を行わない障害福祉サービス利用者に、障害福祉サービスを打ち切らないでください。

介護保険の利用申請を行わず、障害福祉サービスを利用する理由等を確認した上で、必要と認められる方については、障害福祉サービスの支給決定を行っています。

3) 2018年4月からはじまった高齢障害者の利用者負担軽減制度を周知してください。  
対象者に対して、郵送により個別にご案内を行うこととしています。

⑦障害者が生活するグループホームや施設の夜間体制は、必ず職員を複数配置にするよう基準を定め、報酬単価のさらなる改善を、国に要望し、自治体でも補助してください。  
現行の制度で実施してまいります。

⑧障害者福祉サービスに係るホームヘルパー職など、介護職員の不足を解消するために加算方式ではなく報酬単価の引き上げを、国に要望し、自治体でも補助してください。  
現行の制度で実施してまいります。

## 8. 予防接種について(健康課)

★①流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)、ロタウイルスワクチン、子どもや障害者のインフルエンザワクチン、定期接種から漏れた人に対する麻しん(はしか)の任意予防接種に助成制度を設けてください。

国・県及び県内市町村の動向を踏まえながら、対応してまいります。

②高齢者用肺炎球菌ワクチン(定期接種)の一部負担を引き下げてください。市町村が実施する任意予防接種事業を再開・継続してください。また2回目の接種を任意予防接種事業の対象としてください。

一部負担金の引き下げについては、現在考えておりません。  
任意予防接種事業については、現行の内容を検討し、継続実施していきたいと考えます。  
2回目の接種については、対象とせず、現行制度で継続実施してまいります。

## 9. 健診・検診について(健康課)

★①産婦健診の助成対象回数が1回の市町村は2回に拡充してください。

武豊町における産婦健診は、現在1回で実施しており、産後ケアについて必要な方には訪問等で対応しています。拡充につきましては、県内市町村の動向を踏まえながら、対応してまいります。

②妊産婦歯科健診への助成を妊婦・産婦共に実施してください。

現在は妊産婦で1回実施しております。国・県及び県内の市町村の動向を踏まえながら、対応してまいります。

③保健所や保健センターに歯科衛生士を常勤で複数配置してください。

保健センターへの歯科衛生士の常勤配置については、現在考えておりません。必要な健診時に非常勤で対応いたします。



【Ⅱ】国および愛知県に以下の趣旨の意見書・要望書を提出してください。(秘書広報課)

1. 国に対する意見書・要望書

- ①75歳以上の医療費患者負担2割引き上げをはじめ、政府が現在検討を進めている、これ以上の患者窓口負担増の計画を中止してください。
- ②国民健康保険の国庫負担を抜本的に引き上げ、払える保険料(税)にするために、十分な保険者支援を行ってください。病気や出産のときに安心して休めるよう傷病手当、出産手当を創設してください。
- ③マクロ経済スライドを廃止してください。また、年金支給開始年齢を先延ばししないでください。全額国庫負担による最低保障年金制度を早急に実現してください。
- ④介護保険への国庫負担を増やして、負担の軽減と給付の改善をすすめてください。さらなる軽度者外しはやめてください。介護・福祉労働者の安定雇用のために処遇を改善してください。
- ⑤18歳年度末までの医療費無料制度を創設してください。
- ⑥障害者・児が24時間365日、地域で安心して生活できる「くらしの場」が選択できるよう、グループホームや入所機能を備えた地域生活拠点を国の責任で整備してください。福祉人材の人手不足を解消するために報酬単価を大幅に引き上げてください。

2. 愛知県に対する意見書・要望書

(1)福祉医療制度について

- ①福祉医療制度(子ども・障害者・母子家庭等・高齢者医療)を縮小せず、存続・拡充してください。
- ②18歳年度末までの医療費無料制度を実施してください。
- ③精神障害者医療費助成の対象を、一般の病気にも広げてください。また、自立支援医療(精神通院)対象者を精神障害者医療費助成の対象としてください。
- ④後期高齢者福祉医療費給付制度の対象を拡大してください。

(2)市町村国民健康保険への県独自の補助金を復活してください。

以上